

第一種貨物利用運送事業

申請方法 ()は提出時期	登録(事前)	変更登録(事前)			事後届(変更日から30日以内)					事後届(遅滞なく)				事後届(承継日から30日以内)			廃止日から30日以内	認可申請(適用前)	(事業年度経過後100日以内)	(毎年7月10日まで)	事後届出(認定又は変更した日から30日以内)
	法第3条第1項	法第7条第1項			法第7条第3項					規則第49条第1項				法第14条第2項			法第15条	法第8条第1項	報告規則第2条第1項	報告規則第2条第1項	報告規則第3条
根拠法令条項	新規登録	関利用送機	間区域用又は運送区	業務の範囲	※所名代・住者	商号	位所主たる名・務	称業所の名	置業所の位	1送(実運送事業又は利用業者)※運業者	保管施設	事着業者の受取	員役員(社)	譲渡譲受	合併(分割)	相続	廃止	約款	営業報告	告事業実績報	6運賃料金※
添付書類	変更内容																				
新規登録申請書	○																				
変更登録申請書		○	○	○																	
(登録事項・事業の計画)変更届出書					○	○	○	○	○	○	○	○									
承継届出書														○	○	○					
事業の計画(新・旧)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
廃止届出書																	○				
実運送事業者(又は利用運送事業者)との運送契約書(写) ※1	○	○								○											
営業所	営業所の使用権原を有する旨の宣誓書	○	○											○	○	○					
	営業所が都市計画法等関係法令の規定に抵触していない旨の宣誓書	○	○											○	○	○					
保管施設	保管施設説明細書	※2	※2											○	※2	※2	※2				
	保管施設の使用権原を有する旨の宣誓書	※2	※2											○	※2	※2	※2				
	保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触していない旨の宣誓書	※2	※2											○	※2	※2	※2				
	保管施設の規模・構造・設備が適切である旨の宣誓書	※2	※2											○	※2	※2	※2				
承継の事実を証する書類	譲渡譲受契約書(写)、譲渡譲受価格明細書													○							
	合併契約書(写)、合併方法、条件の説明書														○						
	分割契約書(写) ※吸収分割の場合															○					
	分割計画書(写) ※新設分割の場合																				
相続者と被相続人との続柄を証する書類	承継者と被相続人との続柄を証する書類(戸籍謄本)																				
	相続人からの同意書																				
	相続人の印鑑証明書																				
既存法人	定款又は寄付行為及び登記簿謄本	○													※4	※4					
	最近の事業年度の貸借対照表	○													※4	※4					
	役員又は社員の名簿履歴書及び履歴書	○													※4	※4					
立法人を設ける	定款又は寄付行為の謄本	○													※4	※4					
	発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書	○													※4	※4					
	株式の引受又は出資の状況及び見込み記載した書類	○													※4	※4					
個人	財産に関する調書	○													※4	※4	※4				
	戸籍抄本	○													※4	※4	※4				
	履歴書	○													※4	※4	※4				
法6条(欠格事由)に該当しない旨の宣誓書	○				○									○	※4	※4	※4				
約款設定(変更)認可申請書	○																○				
約款(新・旧)	○																○				
営業概況総括表(第1号様式第1表)																					○
貨物利用運送事業営業実績総括表(第2表)																					○
貨物利用運送事業損益明細表(第2号様式)																					○
損益計算書																					○
貸借対照表																					○
貨物利用運送事業事業実績報告書(第3号様式第1表)																					○
各モード別取扱実績(別紙3~8)																					○
運賃料金設定(変更)届出書																					○
運賃及び料金の額、適用方法																					○
宛名、提出先、提出部数	内航海運 宛 名:主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長 提出先:主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局(※7) 貨物自動車運送 宛 名:当該事業を管轄する地方運輸局長 提出先:当該事業を管轄する地方運輸局(※8) 外航海運 宛 名:国土交通大臣 提出先:当該事業を管轄する地方運輸局又は本省複合貨物流通課 提出部数:当該事業を管轄する運輸局が複数の場合はその部数分																宛名 内 航(運輸局長) 貨物自動車(〃) 外 航(大臣)				

※1 外航海運及び貨物自動車運送の場合は貨物利用運送事業者との契約も可
 ※2 保管施設を必要とする場合は添付
 ※3 貨物利用運送事業以外に他の運輸事業も経営している場合は一本化した届出書による提出も可能
 ※4 承継者が承継前に第一種貨物利用運送事業を経営していない場合は添付
 ※5 外航海運のみ対象
 ※6 航空運送、鉄道運送及び貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業並びに外航海運及び内航海運に係る貨物利用運送事業のうち、貨物定期航路事業者が行うコンテナ等の貨物の運送に係るもの場合は届出
 ※7 運輸支局又は海事事務所経由可
 ※8 運輸支局又は神戸運輸監理部を必ず経由

内航海運 宛 先:主たる事務所に管轄する地方運輸局長
 提出先:地方運輸局
 貨物自動車運送 宛 先:同上
 提出先:同上
 外航海運 宛 先:国土交通大臣